



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則

○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

所管課(室) 名

交 通 企 画 課

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会規則第7号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両） 第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>令第13条第1項に規定する緊急自動車と同項各号に掲げる用務に使用中のもの</u> (3) <u>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、警備活動、交通の取締り、交通事故の捜査、交通規制、交通整理その他警察活動に警察職員が使用中の車両（前号に掲げるものを除く。）及び当該用務の客体であってこれら車両と一体であると認めるべきもの</u> (4)～(7) 略 (8) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章を掲出しているもの ア～カ 略 キ 急病人等に対する医師の緊急往診に使用中の車両 ク <u>保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問に使用中の車両又は助産師が緊急訪問に使用中の車両</u> ケ～コ 略 サ <u>環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく公害等の調査に使用中の車両</u> シ～セ 略	（車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両） 第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、警備活動、交通の取締り、交通事故の捜査、交通規制又は交通整理に使用中の車両 (3)～(6) 略 (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章を掲出しているもの ア～カ 略 キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当に使用中の車両 ク～ケ 略 コ <u>環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく公害等の調査のため使用中の車両</u> サ～ス 略

(通行禁止除外指定車の標章の申請等)

第5条の2 前条第8号に規定する標章(以下この条において単に「標章」という。)の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の除外標章交付申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 当該車両に係る用務を疎明する書面

3 略

4 公安委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が前条第8号アからセまでのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5及び6 略

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第3号の除外標章記載事項変更届に標章及び記載事項の変更を証する書面の写しを添え、速やかに公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第4号の除外標章再交付申請書により、公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) 略

(駐車禁止の対象から除外する車両)

第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。

(1) 第5条第1項第1号から第7号までに掲げる車両

(2) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

ア～カ 略

キ 急病人等に対する医師の緊急往診に使用中の車両

ク 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問に使用中の車両又は助産師が緊急訪問に使用中の車両

ケ～タ 略

(通行禁止除外指定車の標章の申請等)

第5条の2 前条第7号に規定する標章(以下この条において単に「標章」という。)の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の通行禁止除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
- (2) 当該車両が前条第7号アからスまでのいずれかに該当することを疎明する書面
- (3) 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等

3 略

4 公安委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が前条第7号アからスまでのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5及び6 略

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあっては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) 略

(駐車禁止の対象から除外する車両)

第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。

(1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる車両

(2) 令第13条に規定する自動車で、緊急用務に使用中のもの

(3) 警察活動に伴い停止を求められている車両

(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

ア～カ 略

キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当に使用中の車両

ク～ソ 略

(3) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（オにあっては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。） ア～エ 略 オ その保護する児童等が色素性乾皮症にかかっていることにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく医療費支給認定を受け、医療受給者証又は小児慢性特定疾病児童手帳の交付を受けている者 カ 略 （駐車禁止除外指定車の標章の申請等） 第8条の2 前条第2号又は第3号に規定する標章（以下この条において単に「標章」という。）の交付を受けようとする者（第3号に規定する標章にあっては、長崎県内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第1号の除外標章交付申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。 2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じてそれぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。 (1) 前条第2号アからタまでに掲げる車両に係る標章 ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 イ 当該車両が前条第2号アからタまでのいずれかに該当することを疎明する書面 (2) 前条第3号に掲げる車両に係る標章 ア 標章の交付を受けようとする者が前条第3号アからカまでのいずれかに該当することを疎明する書面 イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面 3 前条第2号に規定する標章の様式にあっては別記様式第7号、同条第3号に規定する標章の様式にあっては別記様式第8号のとおりとする。 4 公安委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両（前条第3号に規定する標章を受けようとする者にあっては、当該標章の交付を受けようとする者）が前条第2号アからタまでのいずれか又は第3号に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。 5及び6 略 7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第3号の除外標章記載事項変更届に標章及び記載事項の変更を証する書面の写しを添え、速やかに公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受けなければならない。 8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第4号の除外標章再交付申請書により、公安委員会に標章の再交付を申請す	(5) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（オにあっては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。） ア～エ 略 オ その保護する児童等が色素性乾皮症にかかっていることにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく医療受給者証又は「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者 カ 略 （駐車禁止除外指定車の標章の申請等） 第8条の2 前条第4号又は第5号に規定する標章（以下この条において単に「標章」という。）の交付を受けようとする者は、同条第4号に規定する標章にあっては別記様式第4号の除外車両指定申請書により、同条第5号に規定する標章にあっては別記様式第5号の除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。 2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じてそれぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。 (1) 前条第4号アからソまでに掲げる車両に係る標章 ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証 イ 当該車両が前条第4号アからソまでのいずれかに該当することを疎明する書面 ウ 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等 (2) 前条第5号に掲げる車両に係る標章 ア 標章の交付を受けようとする者が前条第5号アからソまでのいずれかに該当することを疎明する書面 イ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証 3 前条第4号に規定する標章の様式にあっては別記様式第7号、同条第5号に規定する標章の様式にあっては別記様式第8号のとおりとする。 4 公安委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両（前条第5号に規定する標章を受けようとする者にあっては、当該標章の交付を受けようとする者）が前条第4号アからソまでのいずれか又は第5号に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。 5及び6 略
--	---

ることができる。

9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) 略

（署長の駐車許可）

第9条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車の日時が次のいずれにも該当するものであること。

ア及びイ 略

(2) 許可を受けようとする駐車の場所が次のいずれにも該当するものであること。

ア及びイ 略

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること。

ア～ウ 略

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両については、当該用務先の直近

イ ア以外の車両については、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 前項に規定する駐車許可を受けようとする者は、駐車しようとする場所を管轄する署長に対し、別記様式第9号の駐車許可申請書を2部提出して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があるときは、申請書の提出を要しない。

(1) 医師若しくは歯科医師が行う診療又は看護師が行う診療の補助

(2) 薬剤師による調剤、医薬品の供給その他薬事衛生に関するもの

(3) 助産師による助産

3 前項本文の場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがるときは、前項の申請書は、一の警察署に提出すれば足りる。この場合において、申請期限は駐車しようとする日の1週間前までとする。

4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を2部添付しなければならない。ただし、署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) 略

（署長の駐車許可）

第9条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア及びイ 略

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア及びイ 略

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア～ウ 略

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 負傷等により歩行に支障がある者が使用する車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

ウ その他の車両については、当該用務先が平坦地の場合は、当該用務先からおおむね300メートル以内（傾斜地の場合は、当該用務先からおおむね200メートル以内）

2 前項に規定する駐車許可を受けようとする者は、駐車しようとする場所を管轄する署長に対し、申請場所が1か所の場合については別記様式第9号の駐車許可申請書を、申請場所が2か所以上の場合については当該別記様式第9号に別記様式第9号の2を添付の上、提出して申請しなければならない。

3 前項の申請書による申請の場合には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 (2) 当該申請に係る駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称、道路状況等が判別できるもので、当該申請に係る駐車場所に印を付したもの） (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類 5 前3項の規定にかかわらず、1回限りの駐車については、<u>駐車しようとする場所を管轄する警察署、交番又は駐在所（以下「警察署等」という。）において、申請することができる。この場合において、別記様式第9号の駐車許可申請書を1部提出し、かつ、前項各号に掲げる書類を添付することに代えて、当該書類を警察署等の警察官に提示することができる。</u> 6 略 7 署長は、<u>駐車を許可したときは、別記様式第9号の駐車許可証を交付するものとする。ただし、第2項ただし書に規定するときは、許可警察署、許可番号、登録（車両）番号、駐車日時及び駐車場所を申請者に通知するものとする。</u> 8 前項の駐車許可証（以下この条において「<u>駐車許可証</u>」という。）は、<u>当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による通知を受けているときは、当該通知の内容及び緊急時の連絡先電話番号を記載した書面を車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。</u> 9 <u>駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第10号の駐車許可証記載事項変更届に駐車許可証及び記載事項の変更を証する書面の写しを添え、速やかに署長に届け出て、変更に係る事項の記載を受けなければならない。</u> 10 <u>駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第11号の駐車許可証再交付申請書により、署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。</u> 11 <u>駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。</u> (1) <u>駐車許可の期間が満了したとき。</u> (2) <u>駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。</u> (3) <u>駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。</u> （許可等に係る関係機関への意見聴取） 第26条の3 法第75条の13第2項（法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取は、<u>別記様式第28号の2の特定自動運行の許可等に関する意見聴取書（甲）を交付して行うものとする。</u>	(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証 (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの） (3) 前2号に掲げるもののほか、署長が必要と認める書面 4 前2項の規定にかかわらず、1回限りの駐車については、<u>申請場所を管轄する警察署、交番、駐在所（以下「警察署等」という。）において、口頭による申請を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があるときは、申請場所を管轄する警察署等に来所することを要しない。</u> (1) <u>医師若しくは歯科医師が行う診療又は看護師が行う診療の補助</u> (2) <u>薬剤師による調剤、医薬品の供給その他薬事衛生に関するもの</u> (3) <u>助産師による助産</u> 5 略 6 署長は、<u>第2項の駐車許可申請書の提出を受けて当該申請を許可したときは別記様式第10号の駐車許可証を、第4項本文の口頭による申請を受けて当該申請を許可したときは別記様式第11号の駐車許可証を交付し、第4項ただし書の規定による口頭申請を受けて当該申請を許可したときは、許可警察署、許可番号、登録（車両）番号、駐車日時及び駐車場所を申請者に通知するものとする。</u> 7 前項の駐車許可証は、<u>当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。ただし、駐車許可証の交付を受けずに駐車許可の通知を受けているときは、当該通知の内容及び緊急時の連絡先電話番号を記載した書面を車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。</u> （許可に係る関係機関への意見聴取） 第26条の3 法第75条の13第2項の規定による意見聴取は、<u>別記様式第28号の2の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）を交付して行うものとする。</u>
--	--

2 施行規則第9条の22（施行規則第9条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取は、別記様式第28号の3の<u>特定自動運行の許可等に関する意見聴取書（乙）</u>を交付して行うものとする。 （免許証の記載事項の変更届出及び再交付の申請） 第42条 略 2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u>この場合において、<u>申請用写真は、施行規則第21条第6項の規定により添付することを要しない。</u> （特定免許情報の記録の申請） 第43条 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u>この場合において、<u>申請用写真は、施行規則第21条の2第3項の規定により添付することを要しない。</u> （免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請） 第44条 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u><u>この場合において、申請用写真は、施行規則第21条の9第3項の規定により添付することを要しない。</u> （申請による取消し） 第47条の4 法第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u>この場合において、<u>併せて法第104条の4第1項後段の申出をするとき、申請用写真は、施行規則第30条の7第4項の規定により添付することを要しない。</u>	2 施行規則第9条の22の規定による意見聴取は、別記様式第28号の3の<u>特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）</u>を交付して行うものとする。 （免許証の記載事項の変更届出及び再交付の申請） 第42条 略 2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u>この場合において、<u>免許証の即日交付の窓口で行うときは、申請用写真を添付することを要しない。</u> （特定免許情報の記録の申請） 第43条 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u> 2 施行規則第21条の2第3項の規定による申請用写真の添付は、<u>免許証の即日交付の窓口において申請する場合は、これを要しない。</u> （免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請） 第44条 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u> 2 施行規則第21条の9第3項の規定による申請用写真の添付は、<u>免許証の即日交付窓口において申請する場合は、これを要しない。</u> （申請による取消し） 第47条の4 法第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、<u>運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。</u>この場合において、<u>法第104条の4第1項後段の申出を免許証の即日交付の窓口で行うときは、施行規則第30条の7第4項の規定による申請用写真の添付を要しない。</u>
---	---

別記様式第1号（第5条の2、第8条の2関係）

除外標章交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住 所 （ 所 在 地 ）				
ふ り が な				
氏 名 （ 名 称 ）				
電 話 番 号				
そ の 他 の 連 絡 先				
標 章 の 名 称				
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号				
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間				
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間				
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する			
	☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する			
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号を次のように改める。
別記様式第2号（第5条の2関係）

(表)

通 行 禁 止 除 外 指 定 車			署 No.
車両登録番号	事業所名	電話	
除外する区域 又は道路の区間			
有効期限	年	月	日まで
年		月	日
長崎県公安委員会			印

- 備考 1 斜線部分の色は、黄色とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

注意事項

- 1 長崎県公安委員会が車両の通行を禁止した道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
- 3 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- 4 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 5 この標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに長崎県公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受けること。
- 6 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがある。
- 7 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見した標章）を速やかに返納すること。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 長崎県公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

別記様式第4号及び別記様式第5号を削り、別記様式第3号を別記様式第5号とし、別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

別記様式第3号（第5条の2、第8条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
公安委員会 殿	年 月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号	
そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条の2、第8条の2関係）

除外標章再交付申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
住 所 （ 所 在 地 ）		
ふ り が な		
氏 名 （ 名 称 ）		
電 話 番 号		
そ の 他 の 連 絡 先		
標 章 の 名 称		
標 章 番 号		
標 章 交 付 年 月 日		
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号を次のように改める。
別記様式第9号（第9条関係）

駐車許可申請書		年	月	日
警察署長 殿				
住所（所在地）				
申請者 氏名（名称）				
電話				
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号				
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間				
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所				
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由				
第 号				
駐 車 許 可 証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日				
警 察 署 長 印				

- 備考 1 申請者は、太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の2を削る。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第9条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号を次のように改める。
別記様式第11号（第9条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第28号の2を次のように改める。
別記様式第28号の2（第26条の3関係）

長公委（ ）第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

特定自動運行の許可等に関する意見聴取書（甲）

年 月 日、別紙1 特定自動運行許可申請書の写し のとおり、道路交通法
特定自動運行計画変更許可申請書の写し

第75条の12第1項 の規定による 特定自動運行の許可 の申請があったので、同法
第75条の16第1項 特定自動運行計画の変更許可

第 7 5 条 の 1 3 第 2 項 の規定により、別紙 の
第75条の16第2項の規定により準用する同法第75条の13第2項

書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- (1) 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。
また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- (2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- (3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第28号の3を次のように改める。
別記様式第28号の3（第26条の3関係）

長公委（ ）第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

特定自動運行の許可等に関する意見聴取書（乙）

年 月 日、別紙1 特定自動運行許可申請書の写し のとおり、道路交通法
特定自動運行計画変更許可申請書の写し

第75条の12第1項 の規定による 特定自動運行の許可 の申請があったので、道路交
第75条の16第1項 特定自動運行計画の変更許可

通法施行規則 第 9 条 の 2 の規定により、別紙
第9条の23第2項の規定により準用する同規則第9条の22

の書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第28号の4中「長公委（交企）第 号」を「長公委（ ）第 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則（以下「旧施行細則」という。）第9条第2項の規定によりされている駐車許可の申請は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則の相当規定によりされた申請とみなす。この場合において、当該申請を許可したときは、旧施行細則の規定に基づく駐車許可証を交付するものとする。

3 この規則の施行の際現に旧施行細則第9条第6項の規定により交付されている駐車許可証は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則の相当規定により交付を受けた駐車許可証とみなす。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八二四）
二二二
二二四

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト弥